

第三者への事業承継を考えてみませんか？

経営者の高齢化や後継者不在による廃業と、それともなう産業(業種)の縮小・衰退を防ぐため、令和6年度に美郷町商工会において事業承継(※1)に関するアンケート調査を実施しました(※2)。アンケート結果より承継を希望する事業者が一定数いたため町でも具体的な取り組みを検討するべく、第三者への事業承継に関するニーズを把握します。

農業や製造業、小売業や飲食業など業種は一切問いません。現在営んでいる事業の後継者を町内外・全国各地から探し、営む事業を承継したいまたは将来的に承継したい、承継に興味があるまたは話を聞いてみたいという事業者様は、下記までご連絡ください。

※1 事業承継とは、経営権や資産を後継者(親族、従業員、第三者)に引き継ぐことです。経営者の高齢化や後継者不足による廃業、それに伴う地域の衰退を防ぎ、次の世代に伝統と技術を継承するための重要な取り組みです。

※2 美郷町商工会によるアンケート調査とは、美郷町商工会管内の商工業者を対象に令和6年8月に実施した「地域経済動向調査」です。



問●町商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

家庭用防犯カメラの購入費用を助成します

町では、犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりを促進するため、家庭用防犯カメラの購入費用の一部を助成します。

対象者◆・町内に住民登録をしている個人で、自ら居住する住宅に購入・設置する方
(アパート、賃貸住宅を除く)
・町税および使用料等を滞納していない方

助成金額◆購入費用の2分の1(上限3万円) ※町内の住宅1戸、1世帯につき1回限り(多世帯住宅を除く)

申請方法◆家庭用防犯カメラを購入・設置後、次の書類を下記の窓口へ提出していただくか、右上の二次元コードからお申し込みください。 ※令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。

提出書類◆・家庭用防犯カメラ購入費補助金交付申請書(様式第1号)
・補助金交付請求書(様式3号)
・補助金の振込先口座が分かるもの ※キャッシュカードまたは通帳の見開きのコピー
・商品の領収書 ※購入者(申請者)の氏名が書かれたもので、令和7年4月1日以降に購入したことがわかるもの
・家庭用防犯カメラの取扱説明書またはカタログの写し ・設置状況を示す写真

申請期限◆令和8年1月30日(金)まで



申・問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903



報告・可決された案件

■専決処分事項の報告について(2件)

■美郷町議会議員および美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

■令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号

令和7年第8回町議会臨時会が7月7日に開かれました。報告・可決された案件は次のとおりです。





町では「あきた結婚支援センター」の入会登録料を全額助成するなど、独身男女の出会いや結婚をサポートしています。詳しくは電話もしくは二次元コードよりホームページをご確認ください。

あきた結婚支援センターの入会登録料・更新料を全額助成しています

あきた結婚支援センターでは、イベント情報の発信、1対1のマッチングによる個別の出会いを支援しており、町では同センターへの入会登録料などを助成しています。

対象者◆①町に住所を有し、新規にあきた結婚支援センターに入会する方
②町に住所を有し、令和7年度中にあきた結婚支援センターの登録を更新する方

助成金額◆1万円(2年間分)

申請方法◆あきた結婚支援センター入会および登録更新時に、窓口に備え付けの申請書に記入し、提出してください。手続きはすべて同センターで行い、役場にお越しいただく必要はありません。

お問い合わせ・
申請先

- ◆センターへの登録・更新に関すること【申請窓口】
一般社団法人あきた結婚支援センター ☎0800(800)0413
- ◆登録料・更新料の助成に関すること 町企画財政課 ☎0187(84)4901



「結婚サポーター」を募集しています

秋田県では、出会いや結婚を望む方々をサポートするボランティアとして「結婚サポーター」を募集しています。

活動内容◆・出会いや結婚に関するお世話やアドバイス
・出会いイベントの企画・開催のお手伝いなど

応募方法◆応募用紙を町企画財政課窓口へ提出してください。応募用紙は同窓口および六郷・仙南出張所へ備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

■活動までの流れ

- ①応募後、町内の会場で2時間程度の研修(独身の方への具体的な支援方法や個人情報保護等について)を受講します。
- ②研修後、秋田県から「身分証」が交付され、あきた結婚支援センターホームページにサポーターの「氏名」と「お住まいの市町村名」が掲載されます。地域の皆さんにPRし、活動開始となります。

お問い合わせ・
申請先

- ◆結婚サポーターの活動内容など詳細に関すること
・一般社団法人あきた結婚支援センター ☎0800(800)0413
・秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 ☎018(860)1552
- ◆結婚サポーターの申請に関すること【申請窓口】 町企画財政課 ☎0187(84)4901



出会い
創出事業

独身男女の出会いの場を提供する団体に補助金を交付します

対象事業◆次の要件をすべて満たす事業

- ①20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等であること
- ②参加者が10人以上であること
- ③参加者の男女比率の少ない方の比率が参加者全体の30%以上であること
- ④参加者のおおむね過半数が、町内に居住する方または町内に勤務する方であること
- ⑤交流イベント等は、町内において実施すること
- ⑥公序良俗に反するまたは社会通念上適当でないと思われる内容は含まないこと

交付対象◆結婚支援を推進する団体および企業

補助金額◆対象経費の全額(上限額30万円)
※飲食代など対象経費に該当しないものもあります。

申込方法◆事業を行う2週間前までに、町企画財政課窓口へ申請書を提出してください。申請書は同窓口に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

・町企画財政課 ☎0187(84)4901

